

暴力団排除対策について

1. 3月24日に新たにコンプライアンス委員会（委員長に竹花外部理事、委員に深澤監事（弁護士）、大庭監事（公認会計士）、坂井副会長及び阿部理事を指名）を設置。

新たに囑託として採用した暴力団排除の専門家（警察OB）OB2名とともに、暴力団排除の特別体制を実施する。

2. 暴力団排除対策の具体的な内容

(1) PGA法人事業契約全般からの暴排作業

- ① 契約書への「表明確約」と「暴排条項」の記載の徹底。
- ② 新規取引先の沿革の確認。
 - ・ 警察や暴追センター、民間調査機関の活用による調査の実施。
 - ・ 全国暴力追放運動推進センターに協力会員として入会、同センターとの緊密な連携を図り排除対象を明確にする。

(2) PGA及びPGA会員の暴排意識と対応力の向上

- ① 全会員に対してPGAの「暴力団排除宣言」における宣言項目の徹底。
- ② 新規入会者については、入会時に「表明確約」を提出。
- ③ 既存会員については会員資格更新制度連動し、資格更新時に「表明確約」を提出。
- ④ PGAが全国暴力追放運動推進センターに協力会員として入会、同センターとの緊密な連携を図り排除対象を明確にする。
- ⑤ 「暴力団がプロに近づく理由」について検証し、その内容を会員に提示して注意を呼びかける。
- ⑥ 会長をはじめとするPGAの幹部、コンプライアンス担当の理事と会員との意見交換や情報交換の機会を持ち、相互理解を深め、PGAの結束を強化していくために、PGAが実施する研修会、競技会に会長またはPGAの幹部、コンプライアンス担当の理事が出向き、できる限り多くの会員と直接会って、昨年の不祥事ならびに公益認定等委員会からの勧告の内容の説明を行うと共に、暴力団排除の徹底を訴えていく。また、その機会にできる限り多くの会員の意見を聞くこととする。
- ⑦ コンプライアンス委員会の委員が各地区を訪問し、代議員との意見交換の場を持つ。まず6月に九州地区と東近畿地区の代議員との面談を行う。残りの12地区については、できる限り年内に意見交換の場を設ける。

(3) PGA全会員向け暴排教育の実施

- ① 全国14地区及び事務局において不当要求防止責任者を選任し、「不当要求防止責任者講習会」の受講を義務付け、地区における暴排窓口とし、地区における会員の暴排意識の向上を図る。

- ② 都道府県警察と県暴追センターの協力を仰いで、「不当要求防止責任者講習会」と同等の内容のセミナーをPGA独自で実施する。
- ・ 理事及び代議員、事務局の管理職にはセミナーの受講を義務付ける。
 - ・ セミナーはシーズンオフとなる12月～2月の間を利用して全国で10会場程度の実施を予定。
 - ・ 受講した会員にはPGAとして「修了証」を発行する。
- ③ 7月14日に開催する臨時社員総会において、公益認定等委員会からの勧告の内容ならびに対応について説明すると共に、暴力団排除に関する講演を実施する。

(4) 暴力団と交際を持たないためのマニュアルを策定し、全会員に配布する。

(5) 暴力団排除に関する相談・通報窓口「PGA119番」の設置

暴力団等の反社会的勢力との関係で悩みを抱えている場合や刑事事件等に巻き込まれた場合など誰にも相談できない事態を解決するため、プライバシーを保護できる有効な相談窓口を設置。

- ① 相談受付は専用の携帯電話、メール、ファックスにより受け付ける。
- ② 相談担当者は嘱託として採用した暴力団排除の専門家（警察OB）OB2名とコンプライアンス委員長、監事とする。
- ③ 会員が相談しやすい環境を構築するため、相談担当者は守秘義務を徹底し、相談内容、相談者・通報者氏名については、対応上必要と思われる場合 または本人の同意があった場合を除き、PGA関係者には開示しない。

3. 各種規程の整備

新たに規程整備委員会を設置し、定款、倫理規程、入会・退会規程、選挙規程などの見直し、ならびにコンプライアンス規程の新設を行う。

4. 会員及び対外的な説明責任について

公益社団法人としての説明責任を果たすため、PGAの公式ホームページ上に「コンプライアンス情報」の専用ページを設置し、随時、情報を掲載、開示していく。

また、理事会終了後に定例で記者会見を実施し、マスコミを通じても情報の発信に努める。

以上